



### 課題

- (1) コロナ禍の影響に加え、円安や原材料価格高騰等の経済情勢の急激な変化により業況が悪化し、資金繰りに苦しむ事業者が増加
- (2) ゼロゼロ融資の返済は既に多くの事業者で始まっているが、R5は利子補給期間(3年間)が終了し、返済に窮する事業者の更なる増加を懸念
- (3) 過剰債務を整理しつつ、新たな事業に取り組むための資金供給も必要

### 課題

- (1) アフターコロナを見据えた新たな事業の担い手の創出が期待されるが、自己資金に乏しい創業者は事業資金調達のハードルが高い
- (2) 借入れ時に個人保証を求められることが創業を躊躇させる要因の一つ
- (3) 新分野参入や業種・業態転換等の事業再構築においては、多額の資金を要するため、資金面での更なる支援が必要

## I 借入金の返済に窮する事業者への支援の充実

-  : 保証制度拡充に伴う措置
-  : 県独自に講じる措置

### ① 経営支援資金(伴走支援枠)の対象者要件の緩和※及び取扱期間の延長

※R5.1措置済み

- ・売上高減少要件を前年同期比▲15%から▲5%に緩和するとともに、利益率減少要件(前年同期比▲5%)を満たす者等も利用可能とし、ゼロゼロ融資等からの借換えに加え、新たな資金需要も含めて対応
- ・取扱期間の終期がR5.3末までであったところ、R6.3末まで1年間延長

### ② 新たな信用保証料補助制度の創設(対象範囲の拡大)

- ・ゼロゼロ融資の返済猶予等の条件変更により生じる追加保証料を新たに補助対象とし、事業者負担を軽減(原則として3年間(R5~R7)限定の特例措置)

### ③ 資金繰り安定資金(借換枠)の融資期間の延長

- ・融資期間の上限を10年から15年に延長し、長期返済資金の借入れにより毎月の返済負担額を軽減させる資金ニーズに対応
- ・事業者の返済猶予等のニーズに沿って柔軟に対応できるよう、据置期間の上限を1年から2年に延長

## II 新たな事業に挑戦する事業者への支援の充実

### ① 新規開業資金の利率引下げ期間の延長

- ・H29から時限的に措置していた新規開業資金の利率引下げ(▲0.5%)がR5.3末に期限が到来するところ、創業しやすい事業環境を引き続き支えるため、措置期間を3年間(R5~R7)延長

### ② 新規開業資金への経営者保証を不要とする保証制度の適用

- ・国が創設したスタートアップ創出促進保証制度を活用し、新規開業資金を借り入れる際、経営者の個人保証を求めないことが選択可能(信用保証料率は+0.2%上乘せ)

### ③ 成長サポート資金(チャレンジ応援枠)の対象者要件の緩和※

※R5.1措置済み

- ・新分野参入や業種・業態転換等の事業再構築を促進するため、R5.2公募開始の和歌山県事業再構築チャレンジ補助金の交付決定者も利用可能とし、資金面での支援体制を充実・強化